

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改定するための条例の一部改正

二 内容

- (一) 感染症や災害への対応力強化のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (二) 地域包括ケアシステムの推進のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (三) 自立支援・重度化防止のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (四) 介護人材の確保・介護現場の革新のための取組について、運営基準を新たに定める。
- (五) 虐待防止への取組について、運営基準を新たに定める。

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)、二(二)、三及び五については、令和六年四月一日